

佐野日本大学学園 施設使用規程

令和8年6月11日制定

第1条 この規程は、学校法人佐野日本大学学園（以下「本学園」という。）が所有する土地及び建物その他の施設（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 施設は、本学園の授業その他の学校行事の実施に支障がない場合に限り、使用を許可することができる。

第3条 施設の使用許可を受けようとする者は、学園施設使用願（別紙様式第1号）を、当該施設を所管する課長を経て、学長又は学校長に提出しなければならない。

第4条 学長・校長は、前条の使用願を適当と認めたときは、別に定める学園施設使用心得（以下「使用心得」という。）を遵守することを条件として、学園施設使用許可書（別紙様式2）を交付する。

第5条 学長・校長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し又は使用を中止させることがある。この場合において、使用者（使用を許可された者をいう。以下同じ）のいかなる損害についてもその責を負わないものとする。

- (1) 本学園において、当該施設を緊急に使用する必要が生じたとき
- (2) 許可の条件に違反したとき
- (3) 使用願に虚偽の記載があったとき
- (4) その他不相当と認めたとき

第6条 使用者は、使用日時等を変更し又は使用を中止しようとするときは、事前に部課長を経て学長・校長に届け出てその承認を受けなければならない。

第7条 施設の使用料金は、別表1及び別表2「学園施設使用料金表」のとおり納付しなければならない。ただし、学長・校長が認めた場合に限り使用料を減額又は免除することができる。

- ①別表1 学園施設使用料金表（行政機関等）
- ②別表2 学園施設使用料金表（一般）

2. 既納の使用料は還付しない。

第8条 使用者は、光熱水料その他施設の使用に付帯する必要な経費を負担しなければならない。ただし、学長・校長が認めた場合に限り経費を免除することができる。

第9条 使用者は、施設の使用にあたって使用心得を遵守し、常に良好な状態で使用しなければならない。

2. 使用者は、故意又は過失により施設を滅失・棄損又は汚損したときは、当該損害額に相当する金額を損害弁償として支払わなければならない。

第10条 使用者は、施設の使用中に生じた事故について、その責任を負わなければならない。

附 則

1. この規程は、令和8年6月11日から施行する。

なお、本規程の制定・施行に伴い、以下の規程等は廃止し、本規程に統合する。

佐野日本大学高等学校・中等教育学校学内施設一時使用規程
佐野日本大学高等学校・中等教育学校学内施設一時使用心得
別表：佐野日本大学高等学校・中等教育学校学内施設一時使用料
様式1：学内施設一時使用願
様式2：学内施設一時使用許可書
佐野日本大学高等学校体育施設貸出規程
佐野日本大学高等学校サッカーグラウンド利用規程
佐野日本大学短期大学学内施設一時使用規程
佐野日本大学短期大学学内施設一時使用心得